

阿賀野市告示第177号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により職権消除したので、同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年12月28日

阿賀野市長 田中清善

1 職権消除日

令和3年12月24日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

	住 所	氏 名
1	阿賀野市曾郷1625番地3 レジデンス愛31 102号	TRINH XUAN LOC